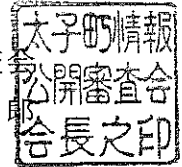


太 情 審 第 1 号

平成 28 年 5 月 25 日

太子町長 北 川 嘉 明 様

太子町情報公開審査会
会 長 中 野 二 郎



公文書開示請求に対する非開示決定に関する異議申立てについて（答申）

平成 28 年 5 月 25 日付太町民第 107 号で諮問のあった件について、別紙のとおり答申
します。

答 申

第1 異議申立てに係る請求の内容

住民票（除票）の閲覧制限仮申請に係るやり取り記録の公文書開示請求

第2 異議申立てに係る実施機関の処分の内容

上記文書に係る公文書非開示決定

第3 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分の取り消しを求める。

第4 結論

公文書非開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第5 審査会の判断

(1) 支援措置について

請求文書は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳における支援措置（以下「支援措置」という。）の仮申請に係る公文書である。

支援措置は、各市区町村において、加害者とされる者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用して、申出者の住所を探索することを防止し、もって申出者の生命、身体等の保護を図ることを目的として講じられている措置である。

(2) 太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第8条第1号及び同条第7号の趣旨

条例第8条は、非開示情報に係る規定であるが、第1号においては一定の除外事由を除く「個人情報」が、第7号においては、「法令の定めるところにより開示できないとされている情報」が、非開示とすることができる情報として規定されている。

(3) 本件処分の妥当性

申立人は支援措置の仮申請に係る公文書の開示を請求しているが、当該公文書には、保護すべき個人の生活に関する情報が記録されており、条例第8条第1号に定める除外事由にも該当するものではない。前述のとおり、支援措置は、加害者とされる者が、住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して申出者の住所を探索することを防止し、申出者の生命、身体等の保護を図ることを目的としているところであり、制度の主旨、目的からして、当該公文書は開示することができない情報である。

以上のことから、条例第8条第1号及び同条第7号の規定に基づいて本件処分をした実施機関の判断は、妥当である。